

# 重要事項説明書

指定訪問介護事業並びに介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業

(介護予防訪問介護相当サービス)

令和6年6月17日改正

あなたに対する訪問介護、又は介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業の提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1 事業者概要

事業者名称	株式会社 菜の花
主たる事務所の所在地	三重県四日市市八千代台三丁目1-67
法人種別	株式会社
代表者名	任田 一郎
電話番号	059-336-2151

介護保険法令に基づき三重県知事・四日市市長から指定を受けている事業所名称	各事業所につき介護保険法令に基づき三重県知事・四日市市長から指定を受けている居宅介護サービスの種類
ケアサービス 菜の花	居宅介護支援事業
ケアサービス 菜の花	訪問介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)
デイサービス 菜の花	通所介護事業所、介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)

## 2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	ケアサービス 菜の花
指定番号	訪問介護事業 2470201795 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業 24A0200626
所在地	四日市市八千代台三丁目1-67
電話番号	059-336-2151

通常の事業の実施地域	四日市市、桑名市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町、川越町
------------	-------------------------------

### 3 事業の目的と運営方針

事業の目的	高齢者の在宅における日常生活の支援
運営の方針	誠実・親切

### 4 ご利用事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務の体制
管理者	1人	常勤専従（午前9時～午後5時）
サービス提供責任者	3人	常勤兼務2名 非常勤兼務1名（午前9時～午後5時）
1級課程（介護福祉士）	3人	常勤兼務2名 非常勤兼務1名 （午前9時～午後5時）
2級課程	3人	常勤専従2名 非常勤専従1名（午前9時～午後5時）
事務職員	1人	常勤専従1名（午前9時～午後5時）

### 5 営業時間

営業日	月～土（ただし12月29日～1月3日並びに祝日を除く）
営業時間	午前9時～午後5時
緊急時	電話等により、24時間常時連絡可能な体制

### 6 サービスの概要

サービスの種類	内 容	保険給付適用	利用料
生活援助	生活援助が中心の場合	○	介護報酬告示上の額
身体介護	身体介護が中心の場合	○	
通院等の乗車・降車	通院等のため乗車又は降車の介助が中心の場合	○	

【介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業利用者負担額の例(要支援1・2)】

区分	対象	単位
週1回の利用	要支援1・2(事業対象者)	月4回まで287単位/回 月5回以上1,176単位/月
週2回の利用	要支援1・2(事業対象者)	月8回まで287単位/回 月9回以上2,349単位/月
週3回の利用	要支援2(事業対象者)	月12回まで287単位/回 月13回以上3,727単位/月

【訪問介護利用者負担額の例(要介護1～5)】

分類	利用時間	サービス内容	基本単位数
身体01	19分	オムツ交換・清拭等の身体介護	163単位
身体1	30分	更衣・オムツ交換・清拭等の身体介護	244単位
身体2	60分	全身清拭・入浴介助等の身体介護	387単位
身体3	1時間30分	上記サービス内容及び見守り等	567単位
身体1生活1	1時間	身体介護30分と生活支援30分	309単位
身体1生活2	1時間30分	身体介護30分と生活支援60分	374単位
身体2生活1	1時間30分	身体介護60分と生活支援30分	452単位
生活援助2	30分	家事全般 生活圏内の買物等	179単位
生活援助3	60分	家事全般 生活圏内の買物等	220単位
通院等乗降介助	所用時間	病院等への通院送迎	97単位

利用料金には、介護予防・日常生活支援総合事業、訪問介護共に以下の処遇改善加算費用と地域見直し割増し、初回加算が加算されます。

処遇改善加算Ⅱ	改善加算率22.4%が加算されます
地域見直し割増し	1単位10円が10.42円になります
初回加算	初回訪問時に200単位加算されます※

- 早朝(午前6時～8時)・夜間(午後6時～10時)は25%加算
- 深夜帯(午後10時～午前6時)は50%加算
- 通院等乗降介助の運賃は2kmまで300円、以降1km毎に100円加算されます。
- ヘルパー2人体制の場合は、単位は全て2倍となります。
- ※介護予防・日常生活支援総合事業から要介護認定の更新に伴って訪問介護に変更の際にも、初回加算が加算されます。

## 7 交通費実費

利用者の希望により通常の事業実施地域以外の居宅において訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業を行うのに要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

- 1 事業所の実施地域から片道おおむね10キロメートル未満 無料
- 2 事業所の実施地域を超えた地点から片道おおむね10キロメートル以上の場合  
1キロメートルにつき30円

## 8 キャンセル料

当日	当日利用料の全額を請求
前日	0時以後12時まで当日利用料の5割を請求、12時以後当日利用料の8割を請求

## 9 苦情申立窓口

ケアサービス菜の花 株式会社 菜の花	ご利用時間 平日 午前9時～午後9時 ご利用方法 電話 059-336-2151・059-337-2838 FAX 059-337-2865 面接場所 四日市市八千代台三丁目1-67 株式会社 菜の花 任田 志郎
四日市市介護保険課	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 ご利用方法 電話 059-354-8190 面接場所 四日市市介護保険課
国保連合会	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 059-222-4165 面接場所 国保連合会

## 10 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治医	医療機関の名称	
	医師名	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	広田クリニック
	院長名	広田 有
	所在地	四日市市東坂部町長坂1391
	電話番号	059-330-4600
	診療科	外科・内科・胃腸科・肛門科・理学診療科
	入院設備	なし
	救急指定の有無	有り
	契約の概要	平成12年4月1日より委託
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

## 11 事故発生時の対応

指定訪問介護事業並びに介護予防・日常生活支援総合事業者は、訪問介護または介護予防・日常生活支援総合事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、利用に対する訪問介護または介護予防・日常生活支援総合事業提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償等必要な措置を講じるものとします。

## 12 秘密保持について

- 1 事業者及び管理者、又はその事業所の従業者である者は、正当な理由がない限り、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、事業所の従業者が退職後、在職中知りえた利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、又利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報は使いません。

## 13 虐待の防止について

- 1 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
  - (1) 介護支援専門員を虐待防止に関する責任者に選定しています。
  - (2) 成年後見制度の利用を支援します。
  - (3) 苦情解決体制を整備しています。
  - (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 14 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- 1 医療行為
- 2 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 3 利用者の同居家族に対するサービス提供
- 4 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）

- 5 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 6 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- 7 その他利用者又は家族に対して行うハラスメント、宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

#### 15 サービスご利用に際しての禁止事項について

- 1 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- 2 パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- 3 サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で行うこと。

#### 16 サービスご利用に際してのお願い

- 1 お茶やお菓子等、お心付けなどは一切ご不要です。
- 2 サービス内容に疑問や不満がある場合、又は職員からハラスメントを受けた場合は、事務所までご連絡をお願いします。
- 3 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐ等の配慮をお願いします。
- 4 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
- 5 訪問中の喫煙はご遠慮ください。

令和 年 月 日

当事業者は、利用者に対する訪問介護並びに介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供開始に当たり、□利用者、□利用者の家族・代理者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業  
支援事業者 株式会社 菜の花  
事業者所在地 三重県四日市市八千代台三丁目1-67  
事業所名称 ケアサービス菜の花 ㊞  
事業所所在地 三重県四日市市八千代台三丁目1-67  
説明者 職名 サービス提供責任者  
氏名

私は、本書面に基づいて甲から上記重要な事項の説明を受けました。

私は、訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス))支援のサービス提供開始に同意します。

利用者 住所  
氏名 ㊞

利用者の家族・代理者  
住所  
氏名 ㊞